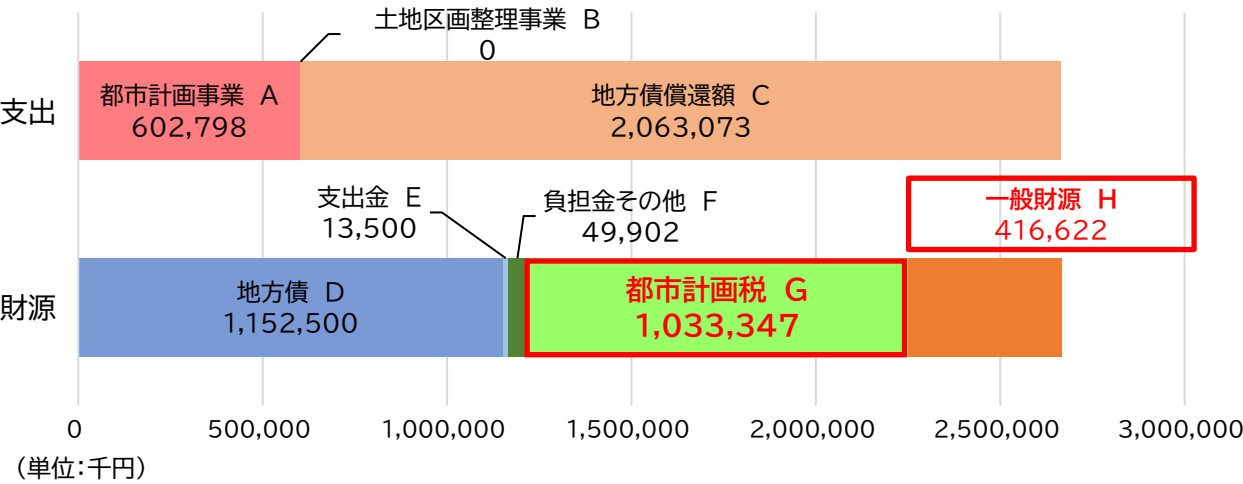


○ 令和5年度 都市計画税の使途について

都市計画税は、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けて行う都市計画事業等に要する費用に充てることを目的とした地方税です。
令和5年度の都市計画事業等の決算状況は、次のとおりです。

(単位:千円)

区分			令和5年度決算額
支出	都市計画事業	A	602,798
	街路		0
	公園		0
	下水道		602,798
	その他		0
	市街地開発事業		0
	土地区画整理事業	B	0
	地方債償還額	C	2,063,073
	元金	都市計画事業	1,806,525
	元金	土地区画整理事業	71,989
財源	利子	都市計画事業	182,621
	利子	土地区画整理事業	1,938
	合計		2,665,871
	地方債	D	1,152,500
	支出金	E	13,500
都市計画税	負担金その他	F	49,902
	都市計画税	G	1,033,347
	一般財源 (A+B+C)-(D+E+F+G)		416,622
	合計		2,665,871



【都市計画税を充当した主な事業】

- 都市計画事業 A
- ・下水道管布設工事
 - ・汚水ポンプ場改良工事
 - ・古利根川流域下水道建設負担金